

令和 5・6・7 年度

北本地区衛生組合入札参加資格審査申請書用提出要項

(建設工事、設計・測量・コンサルタント、その他の業務)

第 1 章 資格要件について

1 申請者の資格（共通）

令和 5・6・7 年度において、北本地区衛生組合の発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量並びにその他の業務委託の競争入札に参加しようとする者。ただし、次の各号の一に該当するものは、資格審査を受けることができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税が完納していない者

2 「建設工事」に関する申請者の資格（共通）

(1) 「建設工事」申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること。）
- イ 申請する業種について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から 1 年 7 か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

(2) 「建設工事」の受注希望工事に関する申請者の資格（共通）

次の表に掲げる工事は、必要な届出や資格等がないと申請できません。申請する場合には、資格情報を証明する書類を提出してください。

	工事分類名	資格情報を証明する書類	登録機関名
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	【新たに浄化槽工事を申請する者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」(「表面」と「裏面」) 【既に他の自治体へ浄化槽工事を登録している者】 埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書」	埼玉県知事
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証	総務大臣
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

※上記の表以外の資格については、資格を証明する書類を提出する必要はありません。

【提出を要しない例】(○級(種)は、1級(種)、2級(種)を示す)

- ・土木(建築、電気、管、造園)工事業を希望する場合の「○級土木(建築、電気、管、造園)施工管理技士」資格者証の写し

- ・ 建築工事業を希望する場合の「〇級建築士」資格者証の写し
- ・ 電気工事業を希望する場合の「第〇種電気工事士」資格者証の写し
- ・ 管工事業を希望する場合の「給水装置工事主任技術者」資格者証の写し

(3) 申請する業種について

申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。

3 「設計・調査・測量・その他業務」に関する申請者の資格（共通）

(1) 次の業務は、登録がないと申請できません。

ア 測量業務

測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）

イ 建築関連コンサルタント業務のうち、建築意匠

建築士法第23条第1項の規定による登録（建築士事務所登録）

ウ その他業務のうち、①不動産鑑定、②計量証明

① 不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録（不動産鑑定業者登録）

② 計量法第109条の規定に基づく登録（計量証明事業者登録）

※ 上記業務を支店で申請する場合は、申請する事業所で登録を受けていることが必要です。

(2) 登録情報の確認について

登録情報を確認するため、下記の書類を提出してください。

〈測量業者登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（※）	国土交通大臣 （地方整備局長）	申請する事業所で登録が必要

※測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

〈建築士事務所登録（建築関連コンサルタント）〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（※）	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要

※建築士事務所登録のうち「**建築意匠**」を申請する場合は、「**建築士事務所登録通知書**」を提出してください。

〈地質調査業者登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規定第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

〈補償コンサルタント登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規定第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

〈建設コンサルタント登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規定第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

〈不動産鑑定業者登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事等	登録が必要

〈計量証明事業者登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要

〈土地家屋調査士登録〉

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(※1)	日本土地家屋調査士会連合会	登録が必要(※2)

※1 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

※2 次のいずれかを、**商号**又は**名称**に含む場合にのみ申請することができます。

- ・土地家屋調査士事務所
- ・土地家屋調査士法人
- ・社団法人〇〇〇〇公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 営業許可等

許可等を証明する書類の写しを提出してください。

業種	必要な許可・届出等
人間警備	警備業【埼玉県公安委員会の認定】
	警備業【埼玉県以外の公安委員会の認定】と埼玉県公安委員会への営業所設置等届出
機械警備	警備業と埼玉県公安委員会への機械警備業届出
浄化槽保守点検	浄化槽保守点検業
浄化槽清掃	浄化槽清掃業
一般廃棄物処理	一般廃棄物処分業
	一般廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処理	産業廃棄物処分業
	産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業
	特別管理産業廃棄物収集運搬業
官公需適格組合	官公需適格組合

(4) 次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- ア 警備業にあっては、警備業法第4条の規定による認定を受けていない者及び同法第5条に規定する届出書を埼玉県公安委員会に提出していない埼玉県の区域外に主たる営業所を有する者

- イ 浄化槽清掃業にあつては、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けていない者
- ウ 廃棄物処理業にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条又は第 14 条の規定による許可を受けていない者
- エ 営業に関し法律上必要とする許可等を受けていない者

第2章 申請の受付及び提出書類について

1 申請の方法

申請書類等一式を北本地区衛生組合まで持参または郵送で提出してください。
郵送の場合、封筒の表に「入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記載してください。

2 申請の受付期間

令和5年2月13日（月）から令和5年3月13日（月）まで（消印有効）

3 受付時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）

4 受付場所

北本地区衛生組合 1階

5 提出書類

別紙提出書類一覧を参照

6 提出部数

1部

7 登録有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

8 問い合わせ先

北本地区衛生組合 総務課
埼玉県北本市朝日1丁目200番地
電話 048-591-5490
（平日 午前9時から午後5時まで）

※ 書類に不備、不足がある場合は、登録されないことがあります。十分に気をつけてください。

※ 提出された申請書類等を返却することはできませんので、御了承ください。

※ 入札参加資格者名簿に登録した場合、登録内容のすべてが公表の対象となりますので、御了承ください。

第3章 申請書の作成について

ここでは、各申請書類を作成するうえで特に注意していただきたい部分を様式毎に説明しています。

【様式1-1号・様式1-2号】※別紙記入例有り

- 1 「次の業務 ※（1 建設工事 2 設計・測量・コンサルタント 3 その他の業務）」の部分は、申請する区分を○で囲んで下さい（申請書1枚につき1箇所のみ）。
- 2 法人は、国税庁から指定された法人番号を記入してください。
- 3 申請事務担当者の「行政書士名」「電話番号」「FAX」は、行政書士が代理して申請する場合に記入してください。その際、行政書士押印欄に押印をしてください。

【様式2-1号】※別紙記入例有り

- 1 受任者欄の印（契約時使用印を押印）と下部枠内の契約時使用印鑑欄の印は、同じものを押印してください。
※受任者欄の印の押印もれが多いので注意してください。
※印影が不鮮明な場合、再提出していただく場合があります。
- 2 様式右上の日付を必ず記入してください。

【様式2-2号】※別紙記入例有り

- 1 代表者印（実印）を使用印鑑とする場合は、「代表者印（実印）」「使用印鑑」共に同じ印を押印してください。
※この様式は、申請事業所が本店であって、その代表者が代表権を持つ役員である場合にのみ使用してください。
※印影が不鮮明な場合、再提出していただく場合があります。

【様式3号】※別紙記入例有り

- 1 「許可番号」は、申請日現在有効な建設業許可番号を記入してください。

【様式4-1号・様式4-2号】

- 1 「委託代金の額」「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を千円未満の端数を四捨五入して記入してください。
- 2 申請しようとする日から直前2年間の主な完了業務及び直前2年間に着手した主な業務について、申請業務ごとに10件以内（1枚）で記載してください。

- 3 アピールしたい業務等自由に記載して構いません(過去2年間の全ての業務経歴を提出する必要はありません。)。

【様式5号】※別紙記入例有り

- 1 「登録状況」は、申請日現在、申請の有無にかかわらず登録がある場合“有り”を登録がない場合“無し”を○で囲んでください。
 - 2 「登録番号」は、測量業者登録及び建築士事務所登録については、申請する事業所名を登録番号の後ろに（ ）カッコ書きで記入してください。ただし、申請する事業所で登録がない場合は、会社として登録がある事業所名を登録番号の後ろに（ ）カッコ書きで記入してください。
 - 3 「登録・更新年月日」は、西暦で記入してください。計量証明事業者登録などで複数登録がある場合は、最も古い日付を記入してください。
- ※失効している情報は記入しないでください。

【様式6号】※別紙記入例有り

- 1 「業種名」は、申請する業種を記入してください（合計5業種まで）。
- 2 経営事項審査を受けていない業種は、申請できません。
- 3 「工事名」は、申請する業種のうち、受注希望する工事分類名を記入してください。
- 4 「実績高割合」は、経営事項審査で受審した業種の完工高を工事分類名の工事で割合を振り分け、“受注希望工事”の小計と“希望しない工事”の割合の合計が、“100%”となるように、割合（数字）を記入してください。ただし、工事分類ベースで詳細な実績が分からない場合は、実績を概算により按分して合計が100%となるように記入してください。
- 5 受注希望工事の実績高割合が0%でも申請希望は可能です。

【様式7-1号・様式7-2号】※別紙記入例有り

- 1 「特例適用後数値」のうち自己資本額・利益額は、各組合員の合計した数値を記入してください。経営状況評点・社会性等評点は、各組合員の合計を、小数点第1位を四捨五入した平均値で記入してください。
- 2 「数値特例」は、各組合員の合計した数値を記入してください。

【様式8-1号・様式8-2号】

- 1 「役員名簿」は、役員毎に役員名・所属事業者・氏名等を記入してください。
- 2 「組合員名簿」は、全組合員を対象とします。組合員名が個人の場合は個人名を法人である場合は法人名を記入してください。

【様式9-1号～様式9-3号】※別紙記入例有り

- 1 北本地区衛生組合独自の入札参加資格審査申請受付票になります。必ずこの様式を使用して申請してください。
- 2 この受付票は、ファイルにとじ込まずに提出してください。
- 3 それぞれの記入例を参照し記入してください。

第4章 書類作成及び申請に当たっての注意事項について

1 書類作成上の注意事項

- (1) 令和5・6・7年度入札参加資格審査申請書(様式1-1号)で選んだ申請区分毎に必要な提出書類をそれぞれ提出してください。
- (2) 建設工事の申請の場合に提出する経営事項審査結果(総合評定値)通知書の写しは、審査基準日の最新のものを出してください。また、書類については、上記経営事項審査結果通知書の内容に基づいて作成してください。
- (3) 書類は、一般的な形状のA4判フラットファイル(紙製、色の指定なし、押えとじ具が金属でないもの。)にとじ込み、表紙及び背表紙に申請業務、会社名を記入してください。
ただし、入札参加資格申請受付票については、とじ込まずに提出してください。
- (4) 記入には黒のペン又はボールペンを使用してください(パソコン使用可、消せるボールペン及び鉛筆使用不可)。
- (5) 後見登記されていないことの証明書の写しは、東京法務局民事行政部後見登録課で発行されたものを提出してください。

【問い合わせ先】

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03(5213)1360

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

2 その他の注意事項

- (1) 郵送で提出する際に受領印が必要な場合は、返送先を明記したはがき(63円切手貼付)を同封してください。(返信用封筒は不可とします。返信先の記入漏れ、切手貼付のない場合には返信しません。)はがきの同封のない場合、返信は行いません。なお、申請が集中することから、返信までには時間を要しますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 申請書類は1部提出となっておりますが、問い合わせ等する場合がありますので、写しを保管してください。

3 法人番号について

国税庁は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に基づき、平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)を指定し、登記上の所在地に「法人番号指定通知書」を送付しています。

法人番号は、法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。

- (1) 1法人は、本店・支店・事業所とも同じ法人番号を使用

(2) 確認書類

原則	国税庁の通知「法人番号指定通知書」の写し
例外 (上記の通知書を紛失した場合)	「国税庁法人番号公表サイト」 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷したもの

【法人番号の問合せ先】

国税庁長官官房企画課 法人番号管理室

電話 0120(053)161

(電話受付時間) 平日：午前9時から午後5時まで